



4 文 第 7 4 6 号  
令和 4 年 8 月 1 2 日

公益財団法人福島県スポーツ協会長 様

福島県文化スポーツ局長  
( 公 印 省 略 )

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

本県においては「福島県感染拡大警報」を発出し、感染対策の徹底が呼びかけてきたところですが、8月10日に過去最多の新規感染者が発生するなど、医療体制が危機的状況にあることから、「第147回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版 (BA.5対策強化宣言)」が発出されましたのでお知らせします。

特に、「福島県感染拡大警報強化版 (BA.5対策強化宣言)」については、国との協議を経て発出したものであり、本県全域が「BA.5対策強化地域」に位置付けられるとともに取組内容の多くが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請となっております。

つきましては、今回の発出内容について加盟・登録団体等に周知いただき、危機感を持って感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



4 健第 4 9 6 7 号  
令和 4 年 8 月 1 2 日

各 部 局 長  
教 育 長  
各委員会事務局長 様  
議 会 事 務 局 長  
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長  
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 〕  
〔 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

福島県新型コロナウイルス感染防止対策について（通知）

本県においては、令和 4 年 7 月 2 0 日付け「福島県感染拡大警報」を发出し、感染対策の徹底を呼びかけてきたところですが、8 月 1 0 日に過去最多となる新規感染者が発生するなど、感染拡大に歯止めがかからず、医療体制が危機的状況にあることから、「第 1 4 7 回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版（B A. 5 対策強化宣言）」を发出しましたのでお知らせします。

特に、「福島県感染拡大警報強化版（B A. 5 対策強化宣言）」については、国との協議を経て发出したものであり、本県全域が「B A. 5 対策強化地域」に位置付けられるとともに取組内容の多くが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づく要請となっております。

つきましては、今回の发出内容について関係機関に周知いただき、危機感を持って感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、各市町村及び各新型コロナウイルス感染症対策地域本部には別途通知していることを申し添えます。

〔 事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム  
電話（総括班）024-521-7872  
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp 〕